

# 鹿 児 島 県 公 報

令和元年12月27日（金）第68号



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

## 目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

### 告 示

- 生活保護法等に基づく指定医療機関等の廃止（2件）（社会福祉課取扱い） 1
- 生活保護法等に基づく指定医療機関等の指定の辞退（社会福祉課取扱い） 2
- 生活保護法等に基づく医療機関等の指定（2件）（社会福祉課取扱い） 2
- 生活保護法等に基づく指定医療機関等の変更事項の届出（2件）（社会福祉課取扱い） 3
- 身体障害者福祉法に基づく医師の指定（障害福祉課取扱い） 4
- 公有水面の埋立ての免許（漁港漁場課取扱い） 4
- 肥料の登録の有効期間の更新（経営技術課取扱い） 6
- 収去飼料の試験結果の公表（畜産課取扱い） 6
- 土地改良区の定款の変更の認可（農地整備課取扱い） 7
- 県営土地改良事業の工事の完了（3件）（農地整備課取扱い） 7
- 公共測量の終了（監理課取扱い） 7
- 道路の区域の変更（道路維持課取扱い） 7
- 液化石油ガスの販売事業者の認定（消防保安課取扱い） 8
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定（北薩地域振興局取扱い） 8

### 公 告

- 一般競争入札公告（管財課取扱い） 8

### 監 査 委 員 公 表

- 監査結果の報告に係る措置の公表（2件）（監査委員事務局取扱い） 11

## 告 示

### 鹿児島県告示第599号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止の届出があった。

令和元年12月27日

鹿児島県知事 三反園訓

名 称	所 在 地	廃止年月日
日本調剤鹿屋薬局	鹿屋市新川町6081-1	令和元年6月27日
医療法人育生会坂口病院	薩摩川内市大王町1番1号	令和元年7月31日
時吉歯科医院	薩摩川内市大小路町38番8号	令和元年8月31日
吹上クリニック	日置市吹上町中原2824	令和元年8月31日
ヒロシマデンタルクリニック	枕崎市中央町363番地	令和元年9月30日
漢方薬局どんぐりとネコ	霧島市国分中央四丁目17-24	令和元年9月30日
蒼DentalOffice	奄美市名瀬末広町2番5号アーバンビル2階	令和元年10月31日

大迫医院	南さつま市笠沙町片浦1254	令和元年10月31日
いむた薬局	薩摩川内市祁答院町藺牟田2108-2	令和元年10月31日

## 鹿児島県告示第600号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定施術機関から次のとおり廃止の届出があった。

令和元年12月27日

鹿児島県知事 三反園訓

氏 名	施術所の名称及び所在地	廃止年月日	施術の種類
蒲ヶ原咲乃	Physical Studio HArt. 始良市平松7227	令和元年 5月30日	柔道整復
宮脇忍	げんき整骨院 始良市加治木町木田57番1号	令和元年 10月1日	柔道整復

## 鹿児島県告示第601号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により指定医療機関から次のとおり指定の辞退の届出があった。

令和元年12月27日

鹿児島県知事 三反園訓

名 称	所 在 地	辞退年月日
慶田歯科医院	薩摩川内市平佐町3448番地1	令和元年9月9日

## 鹿児島県告示第602号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、次のとおり指定医療機関として指定した。

令和元年12月27日

鹿児島県知事 三反園訓

名 称	所 在 地	指定年月日
メディアポリス国際陽子線治療センター	指宿市東方4423番地	令和元年6月5日
蒼DentalOffice	奄美市名瀬末広町2番5号アーバンビル2階	令和元年11月1日
ひろ調剤薬局	いちき串木野市曙町116	令和元年11月1日
大迫クリニック	南さつま市笠沙町片浦1285-1	令和元年11月1日
いむた薬局	薩摩川内市祁答院町藺牟田2108-2	令和元年11月1日

## 鹿児島県告示第603号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、次のとおり指定施術機関として指定した。

令和元年12月27日

鹿児島県知事 三反園訓

氏 名	施術所の名称及び所在地	指定年月日	施術の種類
牧史朗	整骨心華苑 日置市東市来町湯田4866番地2	令和元年 10月4日	柔道整復
仮屋裕希	フレアス在宅マッサージ薩摩川内 薩摩川内市平佐町1271-2メルヘンハウス 203	令和元年 10月10日	あん摩マッ サー ジ 指 圧, はり, きゅう
石神浩一	フレアス在宅マッサージ薩摩川内 薩摩川内市平佐町1271-2メルヘンハウス 203	令和元年 10月10日	あん摩マッ サー ジ指圧

## 鹿児島県告示第604号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり変更の届出があった。

令和元年12月27日

鹿児島県知事 三反園訓

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	変更事項	変更内容		変更年月日
			変更前	変更後	
社会福祉法人薩摩川内市社会福祉協議会 薩摩川内市永利町4107番地1	薩摩川内市社会福祉協議会甌島訪問介護事業所 薩摩川内市下甌町長浜1185番地2	事業所の名称	薩摩川内市社会福祉協議会甌島敬老園訪問介護事業所	薩摩川内市社会福祉協議会甌島訪問介護事業所	令和元年5月1日
合同会社おはな 日置市伊集院町妙円寺二丁目69番地1	ケアステーションおはな 日置市伊集院町妙円寺二丁目69番地1	事業所の所在地	日置市伊集院町妙円寺二丁目63番地2	日置市伊集院町妙円寺二丁目69番地1	令和元年8月10日

## 鹿児島県告示第605号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定施術機関から次のとおり変更の届出があった。

令和元年12月27日

鹿児島県知事 三反園訓

氏 名	施術所の名称及び所在地	変更事項	変更内容		変更年月日
			変更前	変更後	
大倉恵子	こくぶ恵風鍼灸院 霧島市国分中央五丁目12-3コアマンション国分ネクステージ1001	施術所の名称	恵風鍼灸院	こくぶ恵風鍼灸院	平成30年10月1日
		施術所の所在地	霧島市国分重久1768-2	霧島市国分中央五丁目12-3コアマンション国分ネクステージ1001	平成29年2月1日

## 鹿児島県告示第606号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、身体障害者手帳の交付申請に要する診断書を作成する医師を次のとおり指定した。

令和元年12月27日

鹿児島県知事 三反園訓

医師の氏名	従事する病院又は診療所		担当する診療科目	指定年月日
	名 称	所 在 地		
井上 真岐	霧島市立医師会医療センター	霧島市隼人町松永3320番地	外科	令和元年12月17日
須藤 大輔	屋久島町永田へき地出張診療所	熊毛郡屋久島町永田1247-1	内科	令和元年12月17日
水野 巧	博悠会温泉病院	日置市東市来町湯田4648番地	内科	令和元年12月17日
金子 浩之	川内市医師会立市民病院	薩摩川内市永利町西平4107番7	神経内科	令和元年12月17日
権藤 公樹	出水総合医療センター	出水市明神町520	循環器科	令和元年12月17日
藤崎 秀明	沖永良部徳洲会病院	大島郡知名町瀬利覚小米原2208	内科	令和元年12月17日
川原 一朗	独立行政法人国立病院機構指宿医療センター	指宿市十二町4145	泌尿器科	令和元年12月17日

## 鹿児島県告示第607号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てを免許した。

令和元年12月27日

鹿児島県知事 三反園訓

## 1 免許年月日

令和元年12月17日

## 2 免許を受けた者の名称及び住所並びに代表者の氏名

鹿児島県

鹿児島市鴨池新町10番1号

鹿児島県知事 三反園訓

## 3 埋立区域

## (1) 位置

垂水市大字牛根麓字磯15番3に隣接する道、同市大字牛根麓字磯口17番5、18番5及び19番17の地先公有水面

## (2) 区域

次の各地点のうち、x 1の地点からx 25の地点を順次に結んだ線及びx 25の地点とx 1の地点とを結んだ線により囲まれた区域

x 1 国土地理院二等三角点「海瀉」（北緯31度33分14.7128秒，東経130度42分26.8434秒）（以下「基点」という。）から76度8分2秒1,607.14メートルの地点

x 2 x 1の地点から12度04分14秒10.00メートルの地点

x 3 x 2の地点から12度02分47秒1.84メートルの地点

x 4 x 3の地点から65度21分55秒1.94メートルの地点

x 5 x 4の地点から11度12分39秒7.00メートルの地点

x 6 x 5の地点から11度12分39秒3.69メートルの地点

x 7 x 6の地点から12度46分35秒1.80メートルの地点

x 8 x 7の地点から12度45分42秒4.50メートルの地点

- x 9 x 8の地点から101度12分40秒3.95メートルの地点
- x 10 x 9の地点から191度12分39秒4.00メートルの地点
- x 11 x 10の地点から101度12分39秒11.29メートルの地点
- x 12 x 11の地点から101度12分39秒99.70メートルの地点
- x 13 x 12の地点から11度12分39秒3.95メートルの地点
- x 14 x 13の地点から173度55分39秒38.45メートルの地点
- x 15 x 14の地点から267度33分06秒4.63メートルの地点
- x 16 x 15の地点から275度57分18秒25.05メートルの地点
- x 17 x 16の地点から286度29分50秒19.69メートルの地点
- x 18 x 17の地点から272度52分54秒10.70メートルの地点
- x 19 x 18の地点から278度55分33秒7.33メートルの地点
- x 20 x 19の地点から300度25分52秒4.49メートルの地点
- x 21 x 20の地点から288度16分47秒10.05メートルの地点
- x 22 x 21の地点から289度39分55秒10.08メートルの地点
- x 23 x 22の地点から297度13分47秒10.37メートルの地点
- x 24 x 23の地点から290度56分36秒10.12メートルの地点
- x 25 x 24の地点から284度47分38秒9.99メートルの地点

## (3) 面積

4,040.32平方メートル

## 4 埋立てに関する工事の施行区域

## (1) 位置

垂水市大字牛根麓字磯13番4, 13番10, 15番2, 15番3, 15番14, 15番15及び15番16並びに13番4と13番10, 13番10と15番15, 15番16と13番4, 15番15と15番16に挟まれた道並びに15番3及び15番15に隣接する道並びに同市大字牛根麓字磯口17番5, 18番5, 19番18及び19番17並びにこれらの地先公有水面

## (2) 区域

次の各地点のうち、y 1の地点からy 22の地点を順次結んだ線及びy 22の地点とy 1の地点を結んだ線により囲まれた区域

- y 1 基点から74度53分51秒1,518.04メートルの地点
- y 2 y 1の地点から12度45分42秒149.42メートルの地点
- y 3 y 2の地点から100度00分40秒245.23メートルの地点
- y 4 y 3の地点から174度04分31秒137.93メートルの地点
- y 5 y 4の地点から260度21分33秒32.42メートルの地点
- y 6 y 5の地点から202度13分54秒1.28メートルの地点
- y 7 y 6の地点から268度29分44秒25.57メートルの地点
- y 8 y 7の地点から225度01分20秒3.58メートルの地点
- y 9 y 8の地点から184度15分50秒21.64メートルの地点
- y 10 y 9の地点から274度56分53秒17.06メートルの地点
- y 11 y 10の地点から280度30分01秒19.35メートルの地点
- y 12 y 11の地点から284度53分13秒19.36メートルの地点
- y 13 y 12の地点から288度19分45秒19.53メートルの地点
- y 14 y 13の地点から295度28分35秒15.37メートルの地点
- y 15 y 14の地点から295度28分38秒4.42メートルの地点
- y 16 y 15の地点から294度04分25秒19.97メートルの地点
- y 17 y 16の地点から291度25分39秒5.19メートルの地点
- y 18 y 17の地点から281度38分11秒13.65メートルの地点
- y 19 y 18の地点から291度42分45秒12.23メートルの地点
- y 20 y 19の地点から289度51分18秒14.23メートルの地点
- y 21 y 20の地点から285度51分03秒20.97メートルの地点
- y 22 y 21の地点から284度28分25秒20.62メートルの地点

(3) 面積

42,998.79平方メートル

5 埋立地の用途

道路及び漁港施設用地

鹿児島県告示第608号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により，次のとおり肥料の登録の有効期間を更新した。

令和元年12月27日

鹿児島県知事 三反園訓

登録番号	更新後の登録の有効期限	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者	
						氏名又は名称	住所
鹿児島県肥第1191号	令和8年1月17日	魚かす粉末	鯉魚粕	窒素全量 8.0 りん酸全量10.0	該当なし	山川水産加工業協同組合	指宿市山川新栄町9番地

鹿児島県告示第609号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第56条第1項及び飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令（昭和51年政令第198号）第11条第3項の規定により，令和元年11月に収去した飼料若しくは飼料添加物又はこれらの原料の試験の結果の概要は，次のとおりである。

令和元年12月27日

鹿児島県知事 三反園訓

栄養成分に関する検査

製造事業場等の名称，法人番号及び所在地	収去場所及び法人番号	飼料の名称	製造（輸入）年月	試験項目	違反の内容
志布志飼料（株） 志布志工場 1340001015004 （志布志市）	同左	フィード・ワンダイナミック16S	令和元.11	栄養成分等－粗たん白質，粗脂肪，粗繊維，粗灰分，カルシウム，りん	無
		フィード・ワンマル販子豚育成用A	元.11	栄養成分等－粗たん白質，粗脂肪，粗繊維，粗灰分，カルシウム，りん	無
		フィード・ワンこむぎちゃんM	元.11	栄養成分等－粗たん白質，粗脂肪，粗繊維，粗灰分，カルシウム，りん	無
（株）アグリワールド 飼料工場 8340001015253 （曾於郡大崎町）	同左	ブリードモーカル	元.11	栄養成分等－粗灰分，カルシウム，りん	無
山川水産加工業協同組合 フィッシュミール工場 9340005004078 （指宿市）	同左	フィッシュソリュブル吸着魚粕	元.11	栄養成分等－粗たん白質，粗灰分	無
枕崎水産加工業	同左	魚粕	元.11	栄養成分等－粗たん白質，粗灰分	無

協同組合 再資源化施設 4340005005873 (枕崎市)					
--	--	--	--	--	--

注 違反の内容の欄には、栄養成分等の表示量に対して過不足があった場合はその成分名、試験値及び過不足の量を、原材料について違反があった場合はその内容を記載してある。

**鹿児島県告示第610号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、令和元年12月10日付で肝属中部土地改良区の定款の変更を認可した。

令和元年12月27日

鹿児島県知事 三反園訓

**鹿児島県告示第611号**

土地改良事業県営農地防災（農業用河川工作物応急対策事業）（農業用排水施設整備）大窪地区の工事は、平成29年12月26日に完了した。

令和元年12月27日

鹿児島県知事 三反園訓

**鹿児島県告示第612号**

土地改良事業県営ため池整備（農業用排水施設整備）木崎上池地区の工事は、平成30年4月27日に完了した。

令和元年12月27日

鹿児島県知事 三反園訓

**鹿児島県告示第613号**

土地改良事業県営用排水施設整備（用排水施設）（農業用排水施設整備）五反田地区の工事は、平成31年3月28日に完了した。

令和元年12月27日

鹿児島県知事 三反園訓

**鹿児島県告示第614号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、三島村長から令和元年8月30日鹿児島県告示第323号で告示した公共測量の実施は、令和元年12月13日終了した旨の通知があった。

令和元年12月27日

鹿児島県知事 三反園訓

**鹿児島県告示第615号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和元年12月27日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和元年12月27日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員（メートル）	敷地の延長（メートル）
県道	名瀬瀬戸内線	大島郡宇検村大字須古字小部連883番9地先から同村	前後	30.1～56.4 30.1～75.2	98.0 98.0

		大字部連字越地6番1地先 まで			
--	--	--------------------	--	--	--

## 鹿児島県告示第616号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第35条の6第1項の規定により、次の液化石油ガス販売事業者を認定した。

令和元年12月27日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 名称  
あおぞら農業協同組合
- 2 代表者の氏名  
代表理事理事長 横峯一昭
- 3 所在地  
志布志市有明町野井倉1373番地1
- 4 認定年月日  
令和元年12月18日

## 北薩地域振興局告示第18号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

令和元年12月27日

北薩地域振興局長 橋口秀仁

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ニチイケアセンター阿久根	阿久根市鶴見町201林ビル1F2号室	株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地	森 信介	令和元年12月1日	居宅介護・重度訪問介護・同行援護

## 公 告

## 一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、物品等の購入について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

令和元年12月27日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 入札に付する事項
  - (1) 購入をする物品等の名称及び数量
    - ア 鹿児島県庁舎で使用する電気  
年間予想使用電力量 12,876,699キロワットアワー
    - イ かごしま県民交流センターで使用する電気  
年間予想使用電力量 2,843,220キロワットアワー
 なお、ア及びイについては、それぞれの入札とする。
  - (2) 購入をする物品等の特質等  
入札説明書による。
  - (3) 需要場所  
入札説明書による。
  - (4) 供給期間  
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで



## 2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- (1) 物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和52年鹿児島県告示第166号。以下「資格審査要綱」という。）第3条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
- (2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第2条第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者であること。
- (4) 供給開始日から送電をすることが可能である者であること。

## 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請の方法、時期、場所等

入札に参加しようとする者で2の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。

## (1) 申請の方法

資格審査要綱第2条第2項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出するものとする。

## (2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係  
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577  
電話番号 099-286-3826  
ファックス番号 099-286-5643

## (3) 申請書類の受付期間

令和元年12月27日から令和2年1月8日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

## 4 入札の方法等

## (1) 入札書の記載

ア 入札金額は、年間予想使用電力量に対応する総価（以下「参考総価比較額」という。）を見積もることとし、入札書には、参考総価比較額並びに1月ごとの1キロワット当たりの基本料金及び1月ごとの使用電力量1キロワットアワー当たりの単価等を記載すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された参考総価比較額に当該参考総価比較額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 入札書に記載する各単価に1銭未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとし、割引率又は加算率があるときは、小数点以下4位未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

## (2) 入札書の提出場所

鹿児島県出納局管財課庁舎管理第二係  
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

## (3) 入札書の提出方法

(2)の提出場所に持参し、又は郵便若しくは信書便により送付すること（郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。）。

## (4) 入札書の提出期限

令和元年2月12日正午（郵便又は信書便により送付する場合は、同期限までに必着のこと。）

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時

(ア) 1の(1)のア 令和元年2月13日午後1時30分

(イ) 1の(1)のイ 令和元年2月13日午後2時30分

イ 場所 鹿児島県庁（行政庁舎1階）管財課入札室

(6) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限  
(2)及び(4)に同じ。

5 契約条項を示す場所及び期限

4の(2)及び(4)に同じ。

6 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札書の提出期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

(2) 契約保証金

免除する。

8 入札の無効

次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札

(3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札

(4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札

(5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札

(6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札

(7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札

(8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

9 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

10 最低制限価格

設定しない。

## 11 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

## 12 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

鹿児島県出納局管財課設備管理第一係  
 鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577  
 電話番号 099-286-3800  
 ファックス番号 099-286-5641

## 13 その他

- (1) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。  
 (2) この入札に係る契約は、令和2年4月1日に確定する。

## 14 SUMMARY

## (1) NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS TO BE PURCHASED:

- a Electricity to be used in Kagoshima Prefectural Government Building  
 b Electricity to be used in Kagoshima Prefectural Citizens Exchange Center

## (2) DELIVERY PERIOD:

From 1 April 2020 through 31 March 2021

## (3) DELIVERY PLACE:

Specified in the tender explanation form

## (4) TIME LIMIT FOR TENDER:

12:00 a.m. 12 February 2020

## (5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:

Property Management Division  
 Treasury Bureau  
 Kagoshima Prefectural Government  
 10-1 Kamoikeshinmachi, Kagoshima City, Kagoshima Prefecture 890-8577 Japan  
 TEL 099-286-3800  
 FAX 099-286-5641

## 監 査 委 員 公 表

## 監査委員公表第13号

令和元年10月3日付け監査第72号の監査結果に基づき、令和元年11月22日付け鹿教総第498号で鹿児島県教育委員会から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により次のとおり公表する。

令和元年12月27日

鹿児島県監査委員	長野信弘
同	大藪 豊
同	酒匂卓郎
同	前野義春

## 文書注意事項

機 関 名	事 項 の 内 容	講 じ た 措 置 の 内 容
総務福利課	平成29年度の教職員住宅入居料の徴収事務に誤りがあり、平成30年度に支出しているものがある。 (1件 77,760円)	1 再発防止の対策 各管理所属に対し、入退去事務における再発防止策を周知し、入退居発生の有無に関わらず、毎月の入居料引去り確認等を徹底するよう指導した。
教職員課	諸収入（一般の退	1 事後処理等

	職手当等の返納)の収入未済額は2,615万余円で、前年度と同額(収入歩合は同率)であり、依然として多額となっている。	債務者の状況確認や、督促、催告、面談等により、収入未済の解消に努めたが、平成30年度中の納入はなかった。 平成31年3月に裁判所から債務者の破産手続が開始された旨通知があったため、今後、破産手続について適切に対応する。
	委託料等の支出負担行為が遅延しているものがある。(6か月以上1件、3か月以上3件、1か月以上2件)	1 再発防止の対策 文書注意事項を関係職員へ周知し、迅速かつ適切な事務処理に努めるよう指導を行った。
人権同和教育課	地域改善対策高等学校等奨学資金返還金の収入未済額は1億1,781万余円で、前年度より減少(収入歩合は低下)しているが、依然として多額となっている。	1 債権回収対策 地域改善対策高等学校等奨学資金返還金の収入未済額については、新規発生の未然防止のため、奨学資金返還用の納入通知書送付時に、文書により返還方法を周知するなど返還意識の高揚に努めるとともに、生活困窮等による納入困難者については、免除制度の周知を図っている。 また、未納者に対しては、未納状況を示し返還計画の提出を求める督促状の発送に加え、未納状況を把握するために自宅訪問を行い、個々に応じた細やかな納付指導をするなどして、収入未済額の解消に努めている。 今後も奨学生や家族のプライバシーの保護に細心の注意を払いながら、自宅訪問による面会や電話等で督促や分割納入等の納入指導及び免除制度の周知に取り組み、更なる収入未済額の解消や新規滞納者の未然防止に努めて参りたい。
始良・伊佐教育事務所	平成28年度に支払うべき給料の調整額を、平成30年度に支払っているものがある。(1件 33,000円) 平成28年度から平成29年度までの給料の調整額に誤りがあり、平成30年度に返納しているものがある。(1件 243,645円)	1 事後処理等 電算入力報告漏れについては、事務所内の入力前と入力後の複数でのチェックを給料の調整額支給者一覧で確実にを行った。 2 再発防止の対策 学校に対して、管理職研修会、事務職員研修会及び教育事務所の事務指導において、過年度支出及び返納の現状について説明し、複数の検査補助者による実効性のある自主検査の実施等、防止について徹底するよう強く指導するとともに、全ての教職員が、自らの手当が支給されているか確認するといった取組を進められるよう管理職研修会で指導した。

## 監査委員公表第14号

令和元年10月3日付け監査第73号の監査結果に基づき、令和元年11月29日付け鹿公委会第43号で鹿児島県公安委員会から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により次のとおり公表する。

令和元年12月27日

鹿児島県監査委員	長野信弘
同	大  菌  豊
同	酒  匂  卓  郎
同	前  野  義  春

## 文書注意事項

機 関 名	事 項 の 内 容	講 じ た 措 置 の 内 容
警察本部	パソコンの物品事故により、損害が発生している。（1件 県負担額44,826円）	事故当事者に対する個別指導を行うとともに、各種会議において、再発防止の指示・教養を実施した。
	公用車の物品事故が複数あり、損害が発生している。（8件 県負担額215,967円）	1 各種会議において、再発防止の指示・教養を実施した。 2 事故当事者全員を対象とした運転技能向上のための講習を行い、再発防止に向けた運転訓練を実施した。
	交通事故が複数あり、公用車等に損害が発生している。（9件 県負担額830,326円）	